

一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会規定

●会員の資格要件

1. (正会員) 正会員をもって法律上の社員とする
次亜塩素酸水製造装置製造事業者
次亜塩素酸水製造事業者
2. (賛助会員)
当会の趣旨を尊重し、当会の細則に基づく表示・告知ルールを守って、次亜塩素酸水の製造・販売を行う者
次亜塩素酸ナトリウム製造事業者
主たる衛生管理に次亜塩素酸水を使用する一定規模以上の事業者
3. (特別会員)
学術的立場から当会を支援する者

●会員の加入基準

- 本会に加入する者は、以下の基準を満たす必要がある
- (製造業)
1. 次亜塩素酸水の製造方法が既に確立しており、安定していること
(ア)製造装置 販売する製造装置の稼働実績が十分にあること
(イ)生成水・タブレット・粉末 業務用としての納入実績が十分にあり、健康被害など重大な製造事故を起こしていないこと
 2. 法令、特に薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）を遵守していること
 3. 反社会的勢力との関わりがないこと
 4. 会員間で共有できるデータを有していること（技術情報、学術情報、安全性情報）
 5. 製品の表示に関して、当会が設ける細則を遵守できること
- (販売業)
1. 製品の告知にあたり、法令、特に薬機法を遵守していること
 2. 製品の流通にあたり、当会が推奨する的確な保管・流通方法を用いて市場に流通できること
 3. 製品の表示および広告物の表現に関して、当会が設ける細則を遵守できること
 4. 反社会的勢力との関わりがないこと
 5. クレーム情報、安全性情報等を積極的に当会に提供できること

●会員の資格の取得

1. 当工業会の規定による。理事会で、その資格を審査し、本会への入会の可否を判断する
2. 理事会で承認された新規入会希望者に対し、別に定める入会申込書を発行する
3. 入会申込書を発行された新規入会希望者は、所定の事項を記入し、申し込むものとする
4. 新たに入会する者からは入会金として、正会員、賛助会員ともに 150,000 円を徴収する。
特別会員は入会金を必要としない
5. 正会員は、本会の構成員として会則上会員に認められる権限を持ち、定められた義務を負担する
6. 賛助会員は、本会の運営を賛助し、第 15 条に定める総会に出席し意見を述べることができる
7. 賛助会員は本会から情報を入手することができる。また、本会が主催する展示会等に参加できる

●年会費

| | |
|------|--------------|
| 正会員 | 年間 100,000 円 |
| 賛助会員 | 年間 50,000 円 |
| 特別会員 | 必要としない |

お申し込み方法

添付の「一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 入会申込書」（法人用または個人用）に、必要事項をご記入の上、下記宛にご送付願います。

〒171-0014 東京都豊島区池袋 2 丁目 63 番 4 山ノ紀ビル 2 階
一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 代表理事 石田智洋あて

理事会にて、お申し込み内容を確認の上、ご入会の受諾の連絡をさせていただいた皆様で、会費の振り込みが必要な方は、次の銀行口座に、入会金（150,000 円）および初年 1 度年会費（正会員 100,000 円、賛助会員 50,000 円）をお振込願います。

（注意）当会の会計年度を 4 月始まりと設定しておりますので、初年度の年会費は、来年 3 月末日までの会費となりますので、ご了承願います。

【ご入金口座】

| | |
|------|-------------------|
| 銀行名 | みずほ銀行 |
| 支店名 | 池袋支店（店番 230） |
| 口座番号 | 普通 3109571 |
| 口座名義 | 一般社団法人 次亜塩素酸化学工業会 |